

令和6年度

風しんワクチンの接種費用助成のお知らせ

大阪市では、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しんの抗体価が低い方を対象に風しんワクチンの接種費用を助成します。

1 対象者

接種当日の時点で大阪市民(住民登録のある人)で、風しんの抗体価が低い次のいずれかに該当する方とします。

※ただし、同居者については、令和6年4月1日以降にワクチンを接種した方を助成の対象とします。

(1) 妊娠を希望する女性

(2) 妊娠を希望する女性の配偶者

(妊婦の配偶者含む)

(3) 妊娠を希望する女性の同居者

(妊婦の同居者含む)

※配偶者については、婚姻関係は問いません。
※同居者については、妊娠を希望する女性もしくは妊婦と同じ住所の方が対象です。ただし、妊婦の同居者については、生活空間を同一にする頻度が高い方（例：里帰り先の家族）も対象とします。

注意

次に該当する場合は対象外とします。

- ア 風しんの抗体を有している方（HI法で32倍以上、EIA法で8.0以上など）
- イ 妊娠中の女性、又は妊娠している可能性がある女性
※妊娠中にワクチン接種はできません。
※あらかじめ約1か月避妊した後に接種し、その後2か月は妊娠を避ける必要があります。
- ウ 平成25年度以降実施した風しんワクチン接種費用助成事業により、麻しん風しん混合（MR）ワクチン又は風しんワクチンを接種した方
- エ 1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日生まれの男性のうち、風しん抗体価がHI法で8倍以下（EIA法6.0未満など）の方
※「風しんの第5期の定期接種」の制度で予防接種（無料）を受けることができます。
- オ 麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンの接種日が令和2年3月31日以前の方又は申請日において接種日から5年以上経過している方
- カ 妊娠を希望する女性の同居者（妊婦の同居者含む）のうち、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンの接種日が令和6年3月31日以前である方

2 対象ワクチン



・麻しん風しん混合（MR）ワクチン

・風しんワクチン

※麻しんおたふくかぜ風しん混合（MMR）ワクチンは助成対象外です。

3 助成内容

対象ワクチンの接種について、医療機関で実際に支払った額を助成（助成限度額あり）。

- ▶ 麻しん風しん混合（MR）ワクチンの場合 10,285円（助成限度額）
- ▶ 風しんワクチンの場合 6,743円（助成限度額）

※ただし、被接種者本人またはその主たる生計維持者のいずれかが、一定以上の所得がある場合は、2,000円を差し引いた額を助成します。

所得額の計算方法について、詳しくは
大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市風しんワクチン助成



または



4 助成方法

償還払い（医療機関に接種費用を一旦お支払いいただいた後、本市より返還）

※生活保護受給者または市民税非課税世帯の方で、接種費用の一時立て替えが困難な場合は、大阪市保健所感染症対策課（TEL：06-6647-0813）までご相談ください。

接種費用の返還方法は、裏面をご覧ください!!

5 申請方法

大阪市行政オンラインシステムにて、必要事項を入力し、下記の必要書類の画像又はPDFファイルを添付してください。

○大阪市行政オンラインシステムを初めて利用される方

1. 「新規登録」より利用者登録



または



2. 登録後、『申請できる手続き一覧』の『個人向け手続き』を選択



3. 「キーワード検索」で「風しん」と入力し、検索



4. 「風しんワクチン接種費用助成について（償還払い）」を選択し、画面上の案内に従って必要事項の入力及び必要書類の画像又はPDFファイルを添付のうえ、申請

○利用者登録がお済みの方

右記の二次元コードより申請できます。



必要書類一覧

- ・風しん抗体検査結果書類
※接種日以前のもの
- ・公的な本人確認書類
- ・領収書
- ・通帳又はキャッシュカード
- ・2024(令和6)年度課税（所得）証明書【該当者のみ】
- ・パスポート又は在留カード【該当者のみ】

必要書類に関する注意事項等、詳細は大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市風しんワクチン助成



または



※大阪市行政オンラインシステムを使用した申請が困難な方は、下記のお問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先



大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス10階
TEL : 06-6647-0813 FAX : 06-6647-0803